

照 会 書

平成28年2月12日

株式会社スタイルズ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

岡山市北区奉還町1丁目7-7

TEL 086-230-1316

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。その活動の一つとして、消費者契約の約款の内容を検討して、その適正化のための提言を行っています。

さて、消費者から当法人に寄せられた情報をもとに、貴社が作成した約款（以下「約款」といいます）を検討しましたところ、消費者の利益の点から問題がある条項があるのではないかと考えられましたため、平成27年9月10日に照会と申入をさせていただきますが、未だにご回答がありません。そこで、約款の内容の検討結果を基に、貴社に対し、改めて下記のとおり照会をさせていただきます。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1か月以内に、貴社のご見解を文書にてご回答いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。

記

以下の点について照会いたします。

第1 1年以上前の解約に伴う解約料金について

1. 照会する事項

約款第11条2①に規定された解約料金について、1年以上前に解約した場合の解約料金は、どのような算定根拠に基づくものなのかご回答ください。

2. 照会の理由

約款第11条2①によりますと、開催日の150日以前に解約を申し出た場合、申込金10万円は返還されないこととなります。そうすると、解約を申し出たのが1年以上前であったとしても、当該規定により、申込金10万円は返還されないことになってしまいます。消費者契約法第9条第1号によりますと、違約金の「平均的な損害額」を超えた部分は無効となります。その点、東京地判平成17年9月9日では、1年以上前の解約金条項については無効と判示されております。

1年以上前に解約がなされた場合の解約料金10万円は、どのような算定根拠に基づくものなのかご回答ください。

第2 見積額算定における実費等の取扱いについて

1. 照会する事項

約款第11条2②乃至⑥に記載されている「お見積額」の中に、印刷物、納品済み物品及びその他外注品等の実費が含まれていないかどうかご回答ください。

2. 照会する理由

当該規定によると、解約料金の額につき、印刷物、納品済み物品及びその他外注品等の実費（以下「実費等」といいます）に加えて、「お見積額」に解約日の区分に応じた一定の割合を乗じた金額を「解約料金」として消費者が支払うとされています。もし当該お見積額の金額が、実費等を含めて算出したものであった場合、貴社は解約料金として実費等の全額を徴収した上、更にこれらの実費等を含めた見積金額に一定割合を乗じた金額を徴収できることとなります。当該規定によって解約料金を徴収される消費者にとって、実費等の二重取りになってしまう可能性があるため、照会いたします。

以上